

国際人権（自由権・社会権）規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約などに附帯する個人通報制度実現を求める決議

当連合会は、国に対し、国際人権（自由権・社会権）規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約などわが国が批准している人権条約に附帯する全ての個人通報制度を実現することを求める。

以上のとおり決議する。

2012年（平成24年）11月30日

近畿弁護士会連合会

提 案 理 由

- 1 個人通報制度とは、人権条約の人権保障条項に規定された人権が侵害され、国内手続を尽くしても救済されない場合、被害者個人などがその人権条約上の機関（委員会）に通報し、その委員会の「見解」を求めて条約上の権利の救済を図ろうとする制度である。
- 2 個人通報制度は、国際人権（自由権・社会権）規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約においては本体条約とは別の選択議定書に定められており、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約では本体条約の中に受諾条項が用意されている。したがって、個人通報制度を実現するには、選択議定書を批准し、又は本体条約上の個人通報条項を受諾する必要がある。しかし、わが国は未だに選択議定書の批准又は受諾宣言をしていない。
- 3 人権条約上の権利を確保するための制度として、多くの人権条約には定期報告書審査制度と個人通報制度が備わっている。

定期報告書審査制度が広く国内の人権状況を定期的に報告し審査を受けるものであるのに対し、個人通報制度は定期報告書審査制度では扱われなかった個別問題も取り上げることができる仕組みとして用意されている。すなわち、定期報告書審査と個人通報の二つの制度は、人権を国際的な標準で保障していく極めて重要な制度として位置づけられ、いわば車の両輪となって、人権条約に定められた権利を実現するというシステムとなっている。

ところが、わが国のように、個人通報制度が利用できないという現状は、この車の両輪の一方が欠けていることとなり、人権を国際的な標準で保障していくという制度としては極めて不十分である。

- 4 わが国の裁判所は、残念ながら人権保障条項の適用について積極的とは言えず、民事訴訟法の定める上告の理由には国際条約違反が含まれないため、国際人権基準の国内実施が極めて不十分となっている。

各人権条約における個人通報制度がわが国で実現すれば、被害者個人などが人権条約上の機関に直接審査を求めることができる。そうなれば、わが国の裁判所も国際的な条約解釈に目を向けざるを得ず、その結果としてわが国における人権保障水準が国際基準まで前進し、また憲法の人権条項の解釈が前進するなどの成果が期待される。

- 5 国際自由権規約を批准している国は 167 カ国¹、そのうち個人通報制度を定めた第一選択議定書を批准している国は 114 カ国²にのぼる（2012 年 7 月 14 日現在）。実に 7 割に近い国がこの制度を利用できることとなっている。女性差別撤廃条約の場合は、本体条約の批准が 187 カ国³、選択議定書の批准は 104 カ国⁴となっている（2012 年 7 月 14 日現在）。

わが国政府は、すでに自由権規約委員会からは 1993 年、1998 年、2008 年と 3 回も第一選択議定書の批准を勧告され、女性差別撤廃委員会、人権理事会等の様々な場でも個人通報制度の受入

れを繰り返し勧告されている。

6 また、1979年、国際自由権規約をわが国が批准したときに、衆参外務委員会において、それぞれ「選択議定書の批准を積極的に検討すること」という附帯決議が採択されている。本体条約である国際自由権規約批准のときから第一選択議定書の批准すなわち個人通報制度の批准は国会の意思でもあるが、これが実現されていない。

7 2009年9月、個人通報制度を実現することをマニフェストに掲げた民主党が多数となり、民主党を中心とする政権が誕生した。民主党政権となった直後の記者会見で、千葉景子法務大臣（当時）は個人通報制度を導入することを表明した。2010年4月には、所管する外務省内に人権条約履行室が設置されるなど、個人通報制度実現に向けた準備が進められ、外務省としては、導入前に必要な準備は既に終えているとしている。また、導入後、実質的に中心的な役割を担う法務省は、省内で積極的に反対する勢力はないと日弁連に対し説明しており、導入を前提とした日弁連との実務者協議を開始している。日弁連は、この協議を踏まえ、本年7月に既に導入している韓国の運用状況の調査を行ったが、その成果を法務省、外務省との今後の協議に生かす考えである。

このような動きがある一方で、対外的には必ずしも積極的とは言えない動きもある。すなわち、2011年12月、国連総会において、子どもの権利条約の第三選択議定書（個人通報制度を定めた議定書）が採択され、わが国はその共同提案国となっているにもかかわらず、この議定書への参加をするための共同署名日に、わが国は署名することはなく現在に至っている。

8 日弁連は、2010年5月、国内人権機関の設置などとともに個人通報制度の実現を求める決議をしたのをはじめ、2012年10月10日現在39弁護士会及び4弁護士会連合会においても個人通報制度の実現を求める決議がなされている。

当連合会では、2005年11月に国際自由権規約の第一選択議定書の批准を早期に求める決議を、2010年11月には国際人権（自由権）規約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約などに附帯する個人通報制度実現を求める決議をそれぞれ行っている。

9 以上のように、わが国では、かつてないほど客観的に個人通報制度実現の条件は整ってきているにもかかわらず、未だに個人通報制度が実現するに至っていない。そこで、再び、当連合会が改めて本決議をすることによって、現実となっている個人通報制度実現の流れをさらに推進し、これを早期に実現すべく本提案をする次第である。

以上

¹ http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mdsg_no=IV-4&chapter=4&lang=en

² http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mdsg_no=IV-5&chapter=4&lang=en#1

³ http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mdsg_no=IV-8&chapter=4&lang=en

⁴ http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mdsg_no=IV-8-b&chapter=4&lang=en